



【問合せ先】

第八管区海上保安本部
 交通部安全対策課 北見・堀川
 電話 0773-76-4100 (内線 2640・2643)

平成 30 年 9 月 10 日
 第八管区海上保安本部

7～8月における海難発生状況（速報値）
～マリンレジャー活動に伴う人身海難2割減少～

- ◆ マリンレジャー活動に伴う人身海難 49 人（うち死亡 13 人）
 - （内訳）人身事故 34 人（同 12 人）
 - その他のトラブル 15 人（同 1 人）
 - 遊泳中の事故者数は 38 人（同 11 人）で、昨年同時期の 48 人から 2 割減少した。
 - 子供（12 歳以下）の遊泳中の事故者数は 13 人（同 0 人）で、昨年同時期の 14 人とほぼ変わらずだった。
 - 遊泳中の事故者数 38 人のうち 27 人が管区外居住者であり、遊泳中の事故者全体の 7 割を占める。

- ◆ プレジャーボート等の船舶海難 34 隻（死亡・行方不明者数 0 人）
 - （内訳）船舶事故 19 隻
 - インシデント 15 隻（うち巡視船艇による対応 5 隻）
 - 海難に遭った船舶 34 隻を海難種類別で見ると、運航不能が 25 隻で最も多く、全体の 7 割を占める。

「マリンレジャー活動」とは、海水浴、釣り、潮干狩り、サーフィン、ボードセーリング、スキューバダイビング等の海浜における余暇活動及びプレジャーボート等による遊走等をいう。

「その他の人身に係るトラブル」とは、海上又は海中における活動中に死傷者(自殺、病気等を除く)が発生しなかった海難をいう。

「プレジャーボート等」とは、プレジャーボート（モーターボート、ヨット、水上オートバイ等）及び遊漁船をいう。

「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難をいう。
船舶海難隻数には、民間救助機関に救助された船舶が含まれている。

主な事故の概要

【遊泳中】

発生日時 平成 30 年 8 月 14 日（火）
 午前 8 時 20 分頃
 発生場所 京都府舞鶴市神崎海水浴場
 事故者 8 歳女兒（兵庫県在住）
 概要 事故者は遊具に乗って遊泳中のところ、
 風の影響により遊泳区域外に流され、付
 近船舶に救助された。一緒にいた家族は
 追いつくことが出来なかった。



女兒が乗っていた遊具

【遊泳中】

発生日時 平成30年8月26日(日)
午前11時30分頃
発生場所 福井県高浜町若狭和田海水浴場
事故者 73歳男性(京都府大山崎町在住)
概要 事故者はうつ伏せで浮かんでいるところを付近遊泳者に救助されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。



若狭和田海水浴場

【遊泳中】

発生日時 平成30年8月12日(日)
午後1時頃
発生場所 京都府舞鶴市神崎海水浴場
事故者 38歳男性(大阪府在住)
概要 事故者は溺れているところを友人に発見され、水上オートバイで救助されたが、病院搬送中に死亡が確認された。



神崎海水浴場

【遊泳中】

発生日時 平成30年8月26日(日)
午前10時40分頃
発生場所 島根県浜田市国府海水浴場
事故者 12歳男児、44歳父親(広島県在住)
概要 事故者2人は意識を失って浮かんでいるところを付近遊泳者に救助された。男児の意識は自然回復、父親については心肺蘇生により回復した。



国府海水浴場

【遊泳者と小型船舶との衝突】

発生日時 平成30年7月15日(日)
午前11時5分頃
発生場所 京都府京丹后市沖
事故者 44歳男性(兵庫県在住)
概要 航行中の小型船舶と遊泳中の事故者が衝突した。事故者は、臀部と足首に計40針の切創と診断された。



遊泳者と衝突した小型船舶

インシデントのうち巡視船艇が対応した事案

7～8月におけるプレジャーボート等のインシデント（船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難）15隻のうち、船長が自己救助体制の確保を行っておらず、巡視船艇が対応した船舶が5隻ありました。

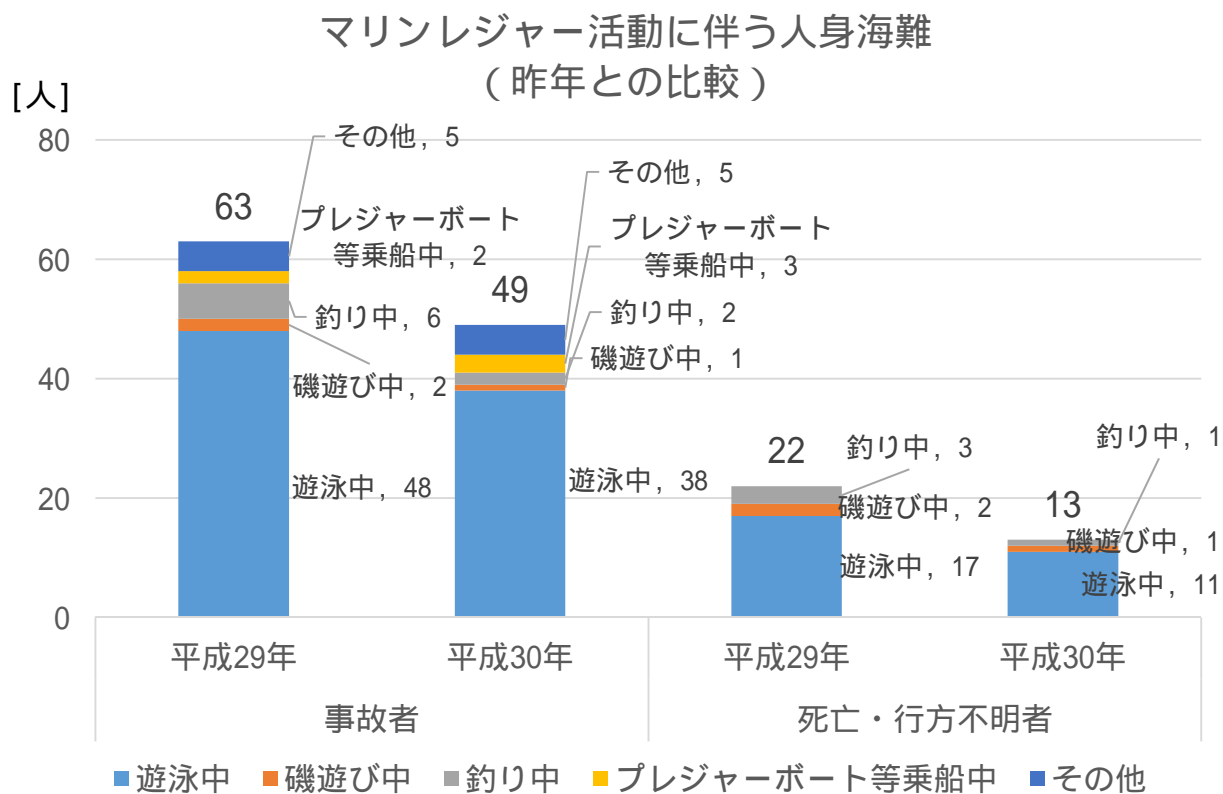
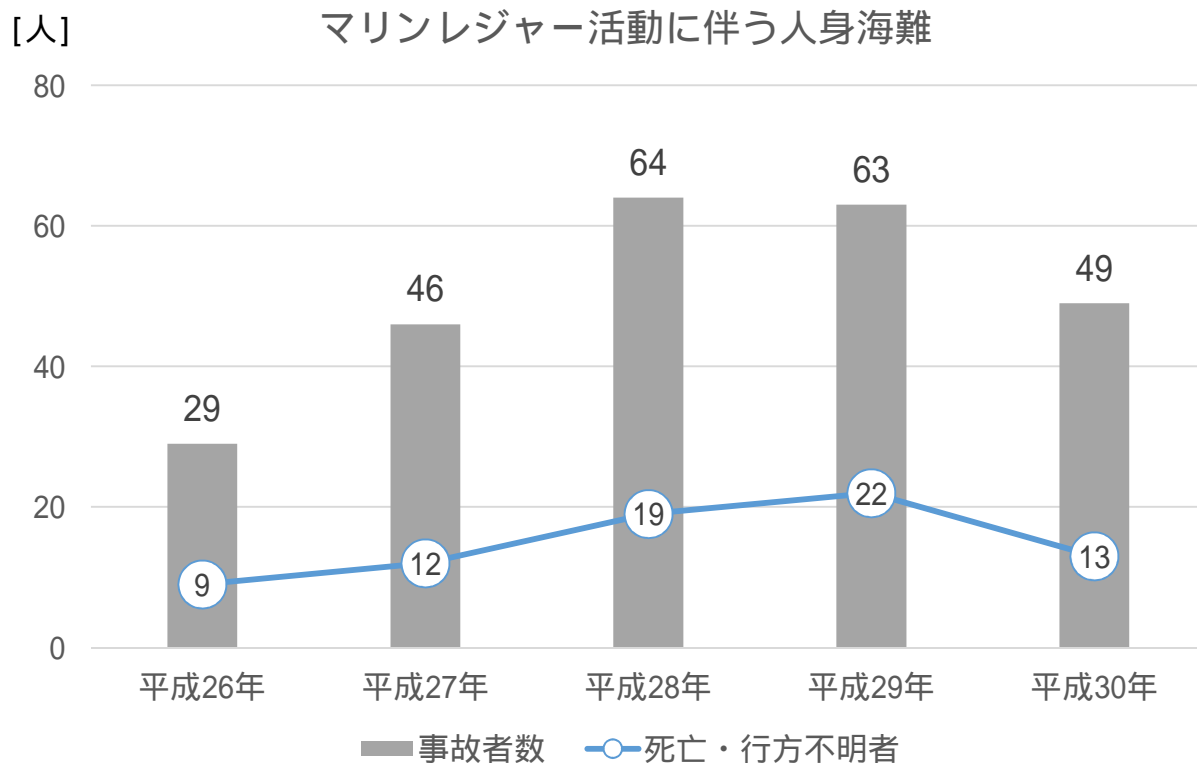
海での事故は、燃料欠乏などの小さなものと思っても、その後、潮流や風の影響で、転覆したり浅瀬に乗揚げるなど、人命や財産に関わる痛ましい事故に発展する可能性があり、このような事故を防ぐには、「自分の命は自分で守る」という意識を常に持ち、万が一の時にはすぐに助けを求めることができる方との連絡設定がとても重要です。

引き続き、第八管区海上保安本部では、小型船舶の運航者等自身が、マリーナ、知人のほか、民間救助機関を活用して自己救助体制を確保することについて啓発を行ってまいります。

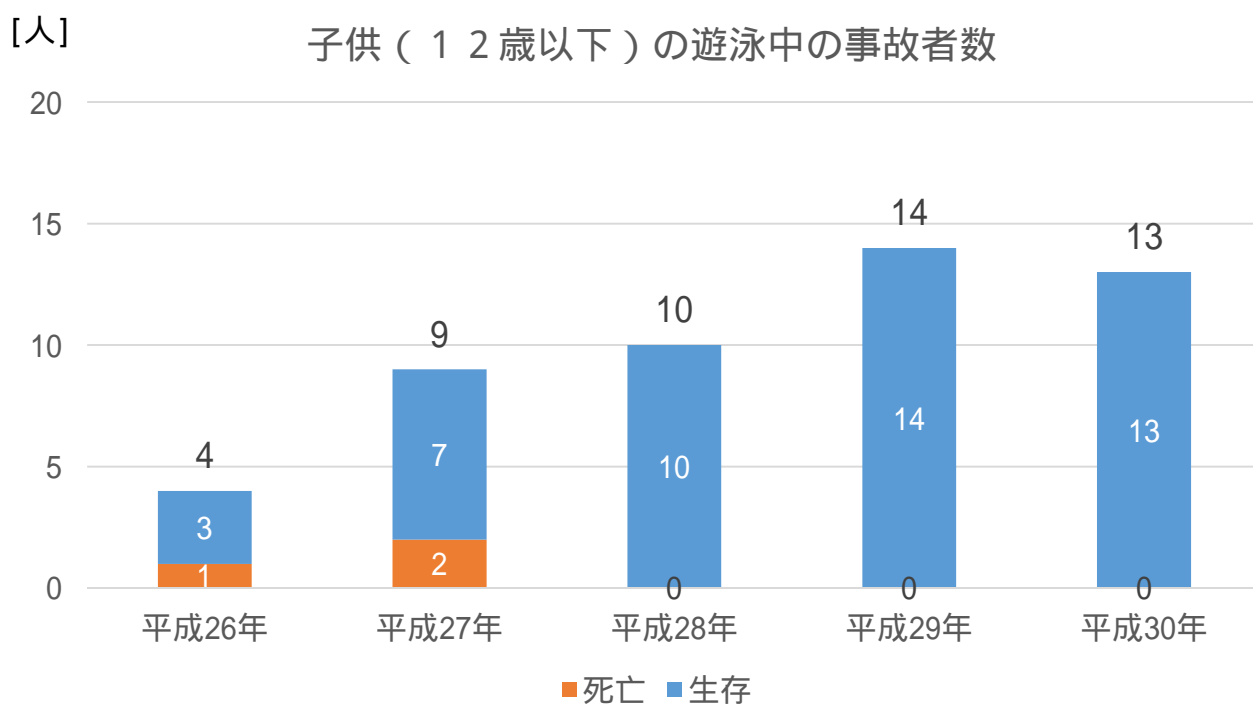
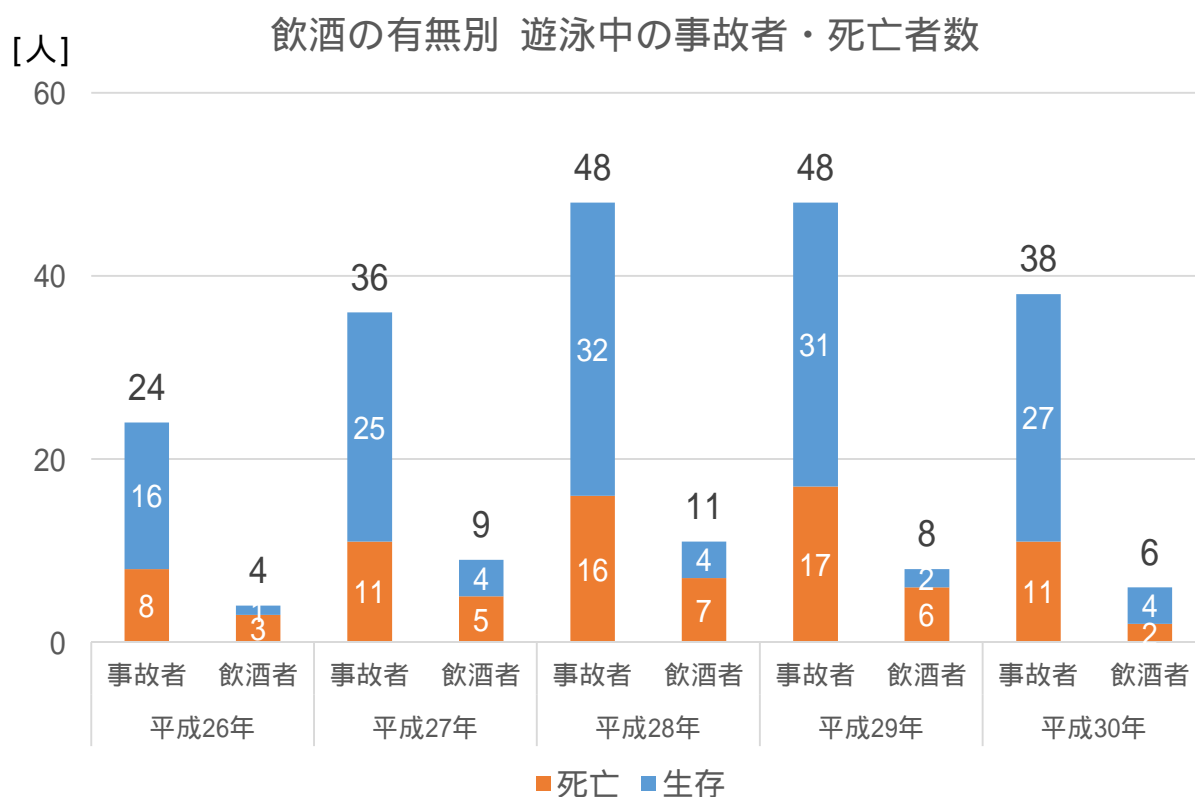
表 自己救助体制の確保が行われておらず巡視船艇が対応した事案

	月日	場所	用途	海難種類	概要	巡視船艇対応
1	7月23日	京都府 伊根町沖	モーター ボート	運航不能 (機関故障)	バッテリー系統不具合により機関が再起動できず、運航不能になったもの	曳航
2	8月13日	京都府 伊根町沖	モーター ボート	運航不能 (機関故障)	スパークプラグ劣化により機関が再起動できず、運航不能になったもの	曳航
3	8月26日	島根県 浜田市沖	モーター ボート	運航不能 (機関取扱不注意)	機関の起動手順が誤っていたために再起動できず、運航不能になったもの	曳航
4	8月28日	福井県 高浜町沖	モーター ボート	運航不能 (バッテリー過放電)	バッテリー上がりにより機関が再起動できず、運航不能になったもの	曳航
5	8月29日	島根県 松江市沖	モーター ボート	運航不能 (燃料欠乏)	燃料欠乏により機関が停止し、運航不能になったもの	曳航

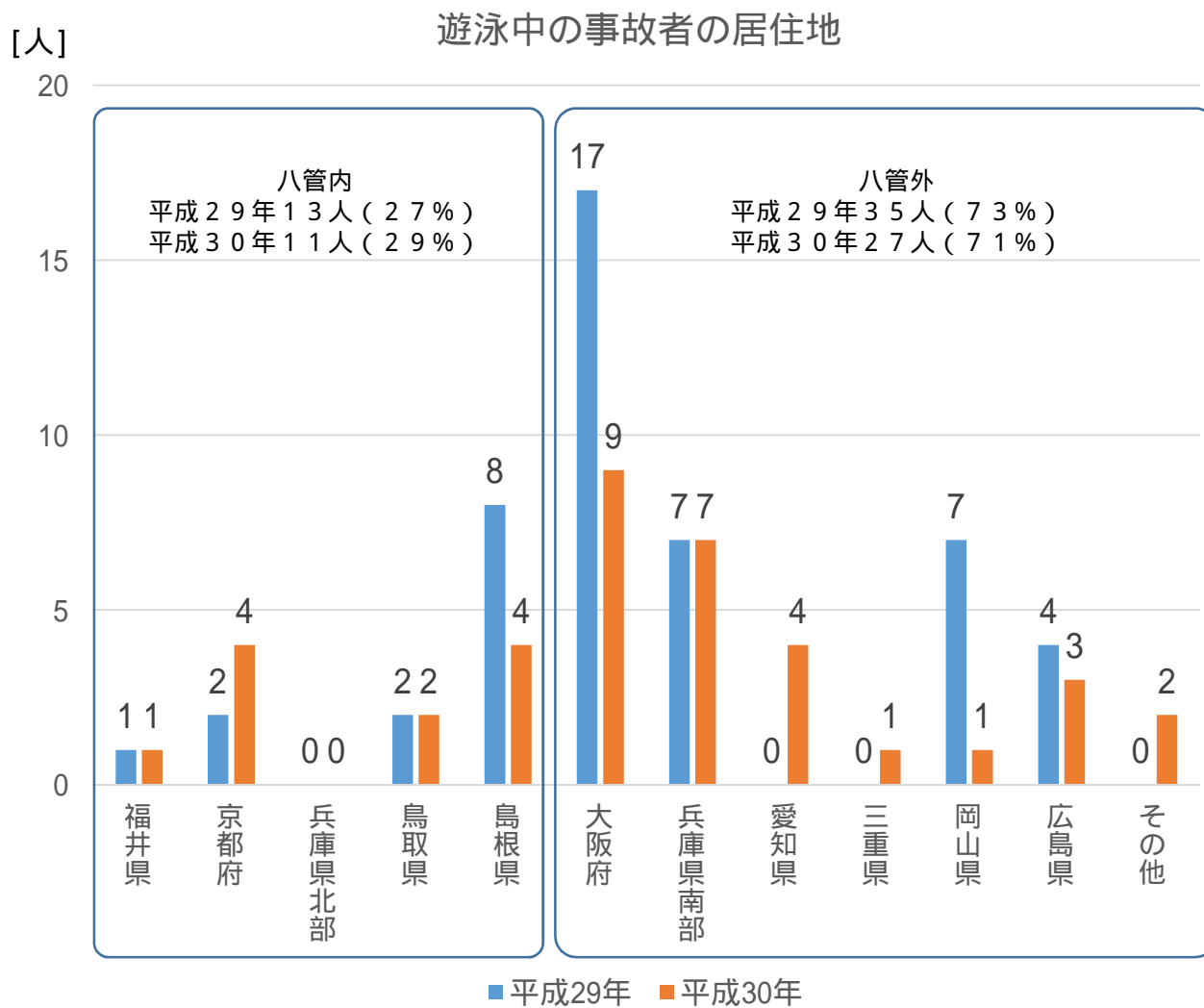
夏季（7～8月）期間中の人身海難状況【八管区全体】



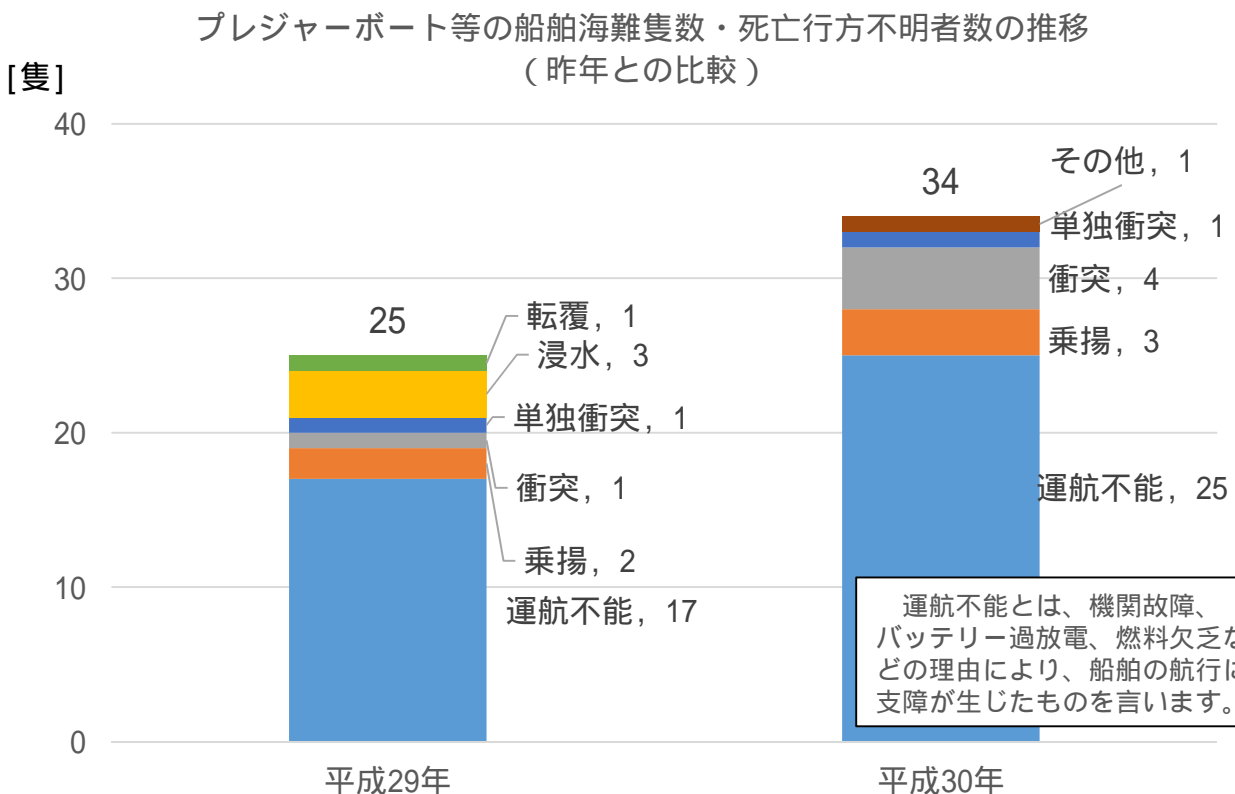
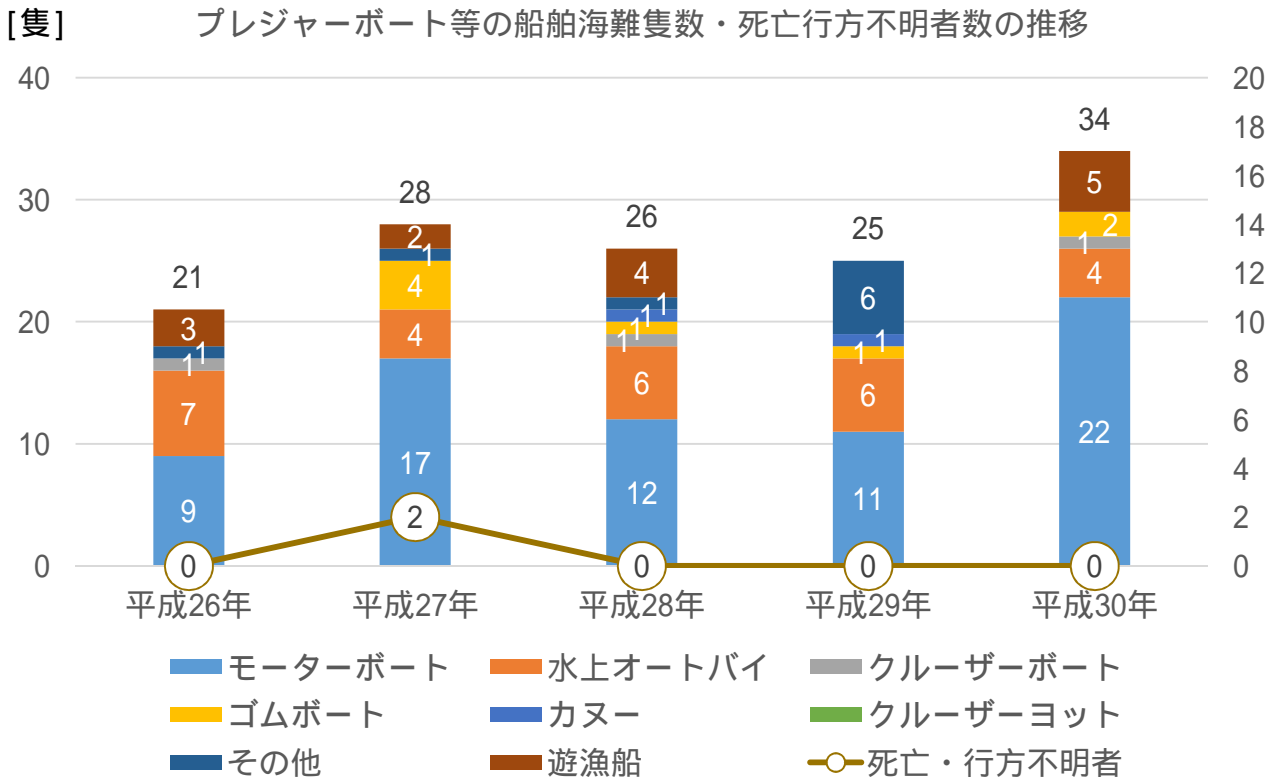
夏季（7～8月）期間中の遊泳中海難状況【八管区全体】



夏季（7～8月）期間中の遊泳中海難状況【八管区全体】



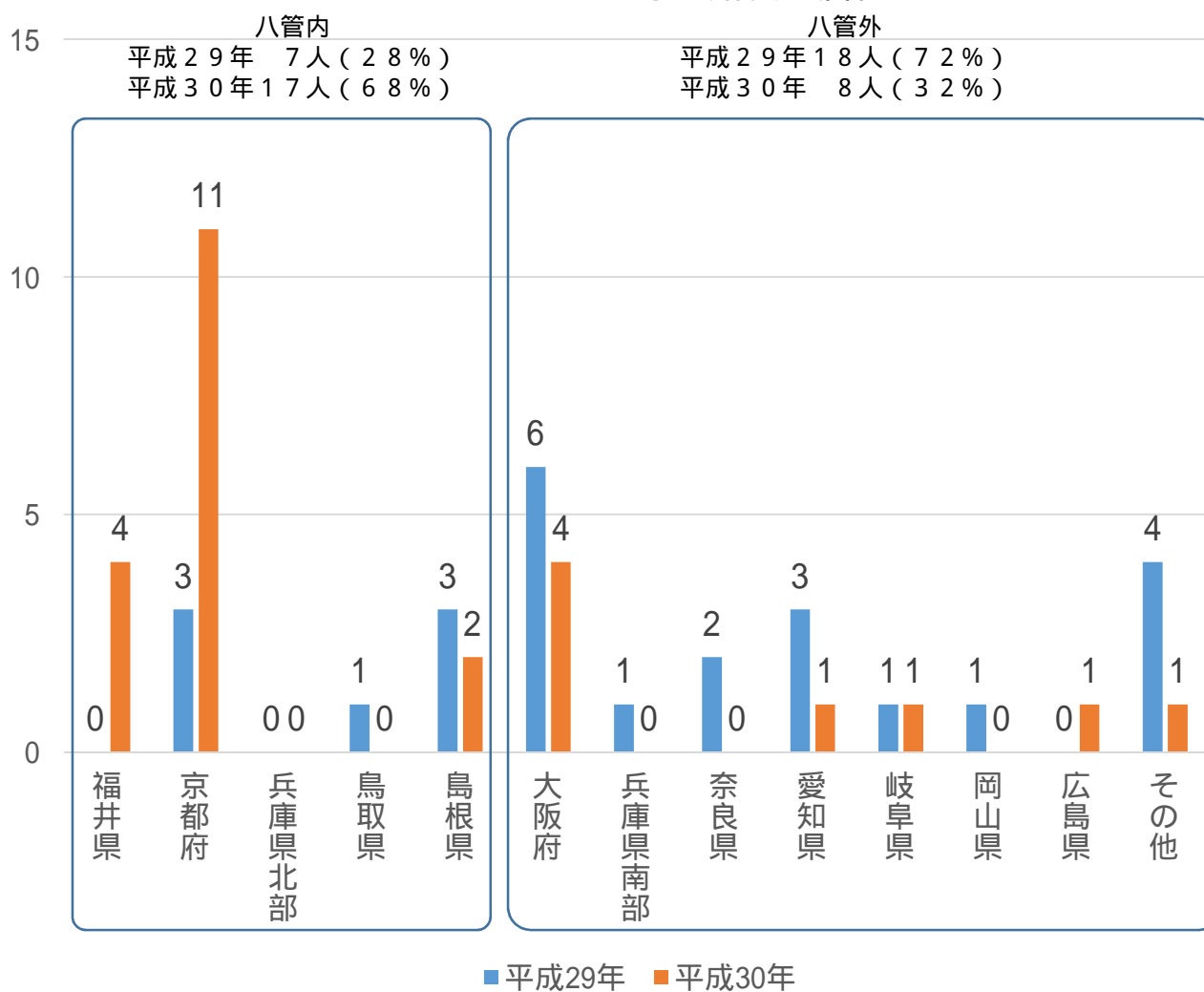
夏季（7～8月）期間中の船舶海難状況【八管区全体】



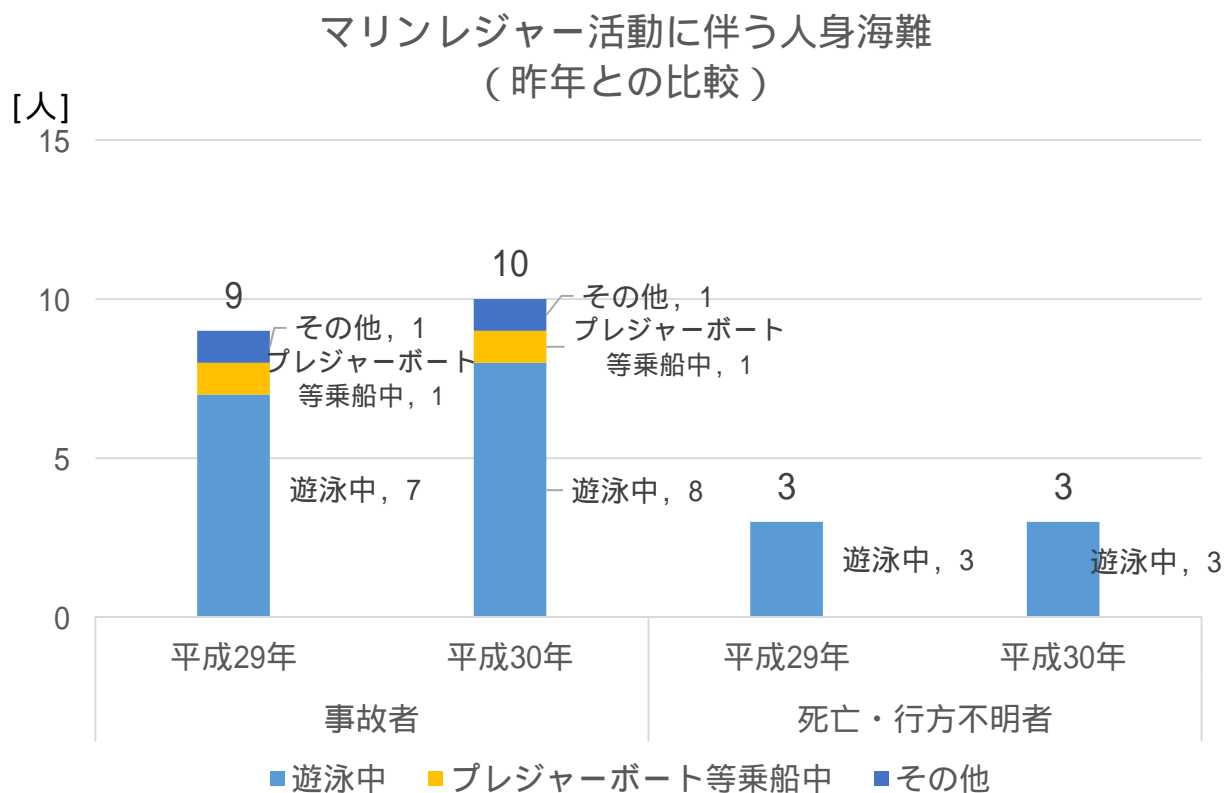
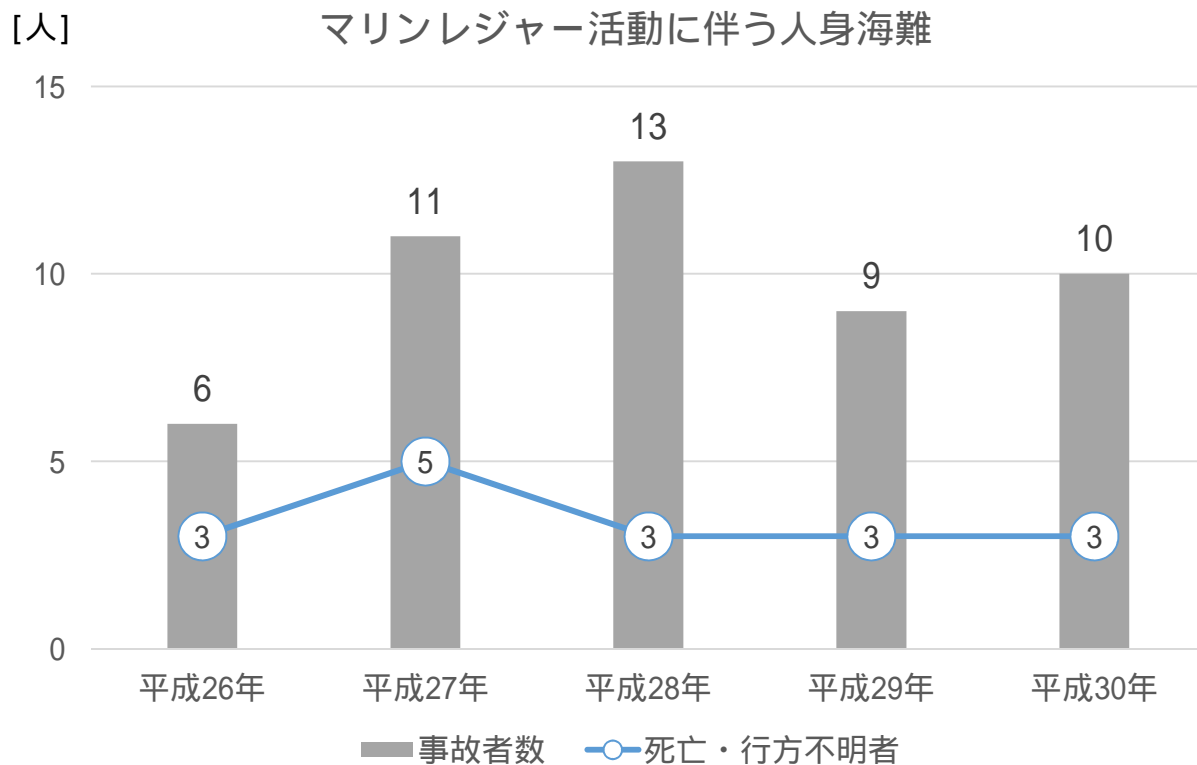
夏季（7～8月）期間中の船舶海難状況【八管区全体】

[人]

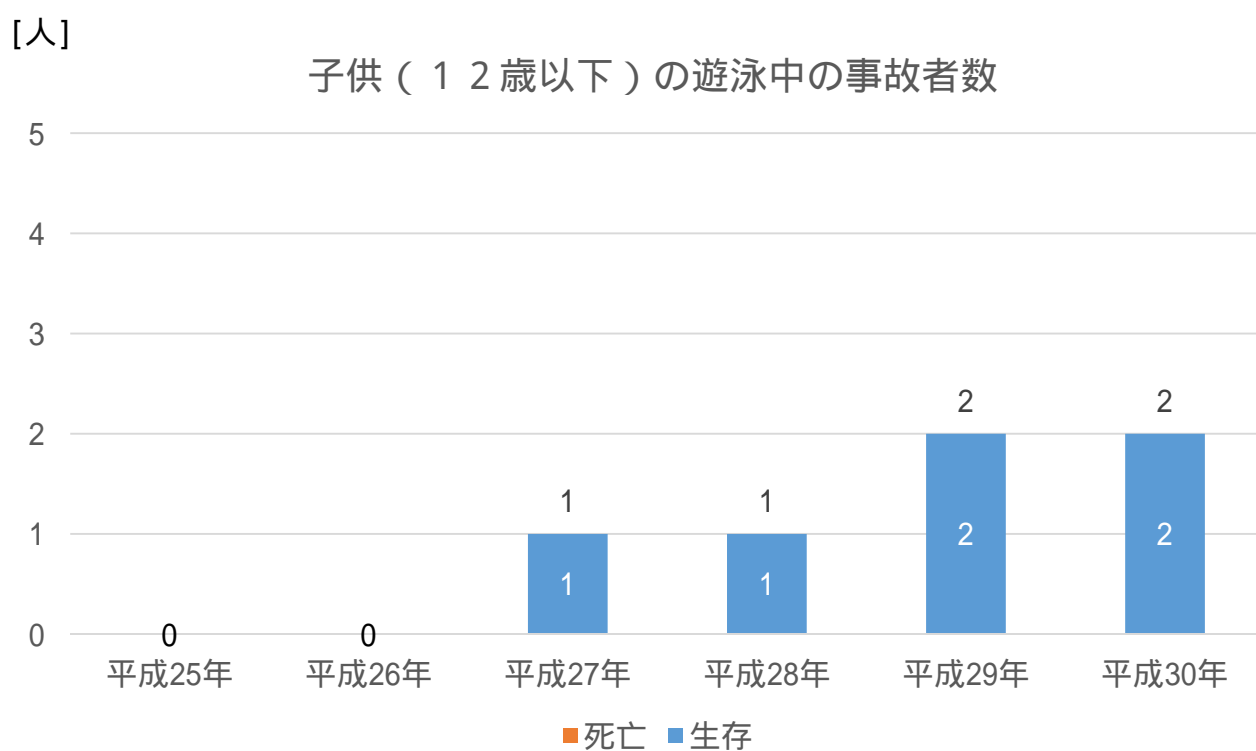
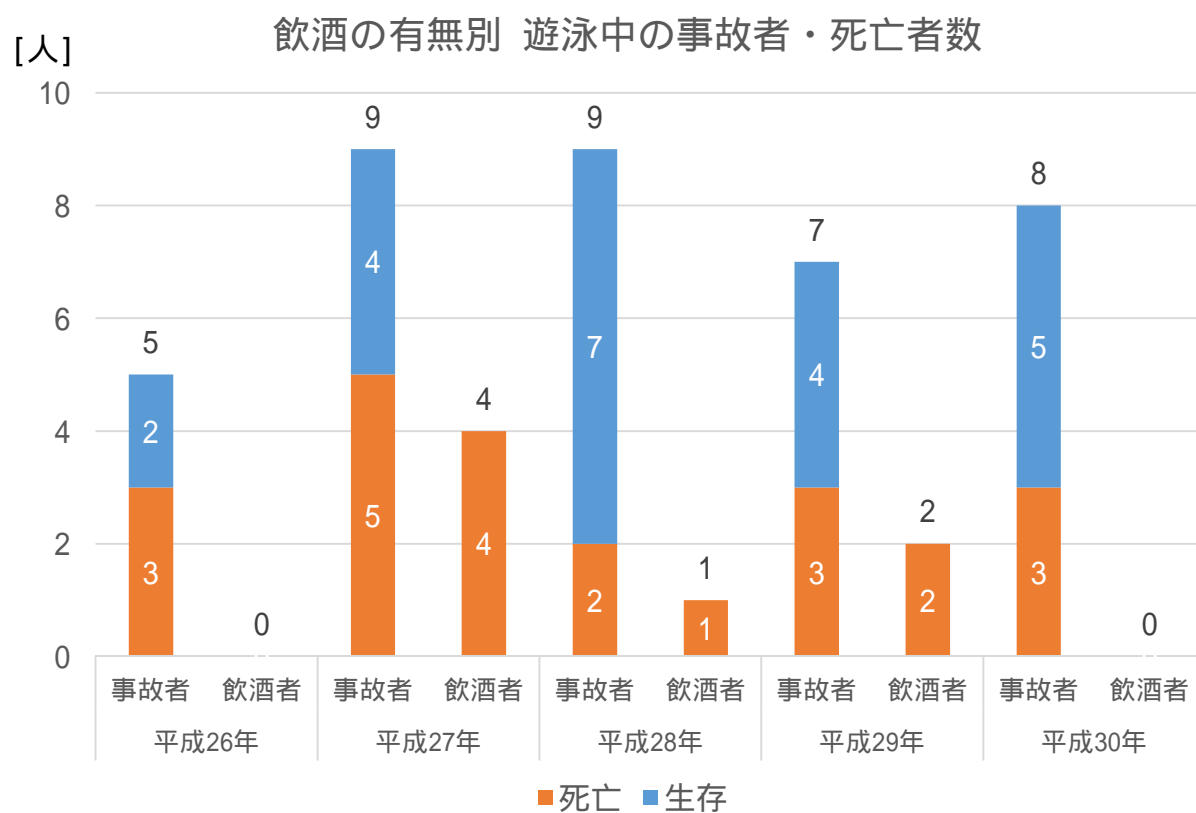
プレジャーボート等の船長の居住地



夏季（7～8月）期間中の人身海難状況【京都府】



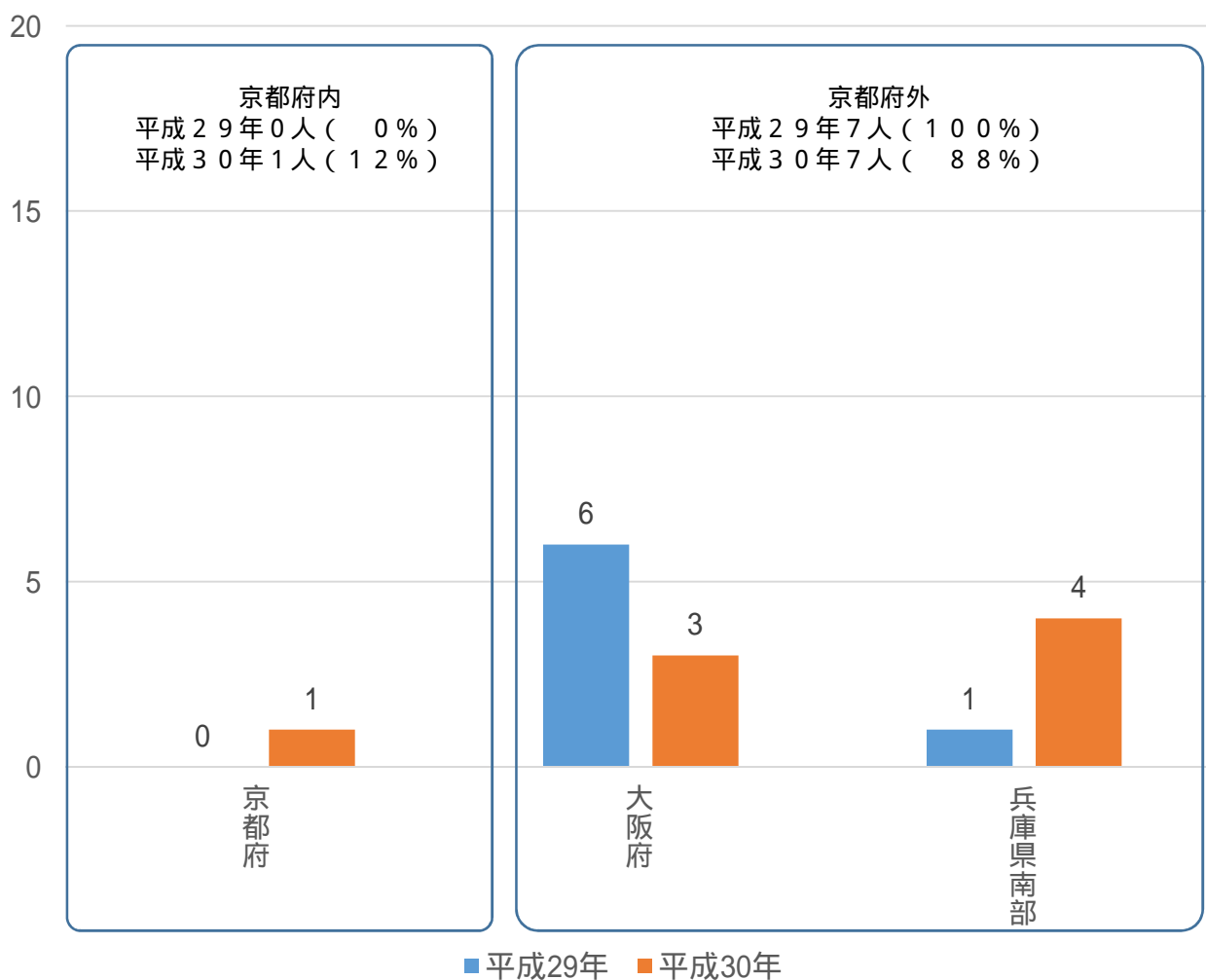
夏季（7～8月）期間中の遊泳中海難状況【京都府】



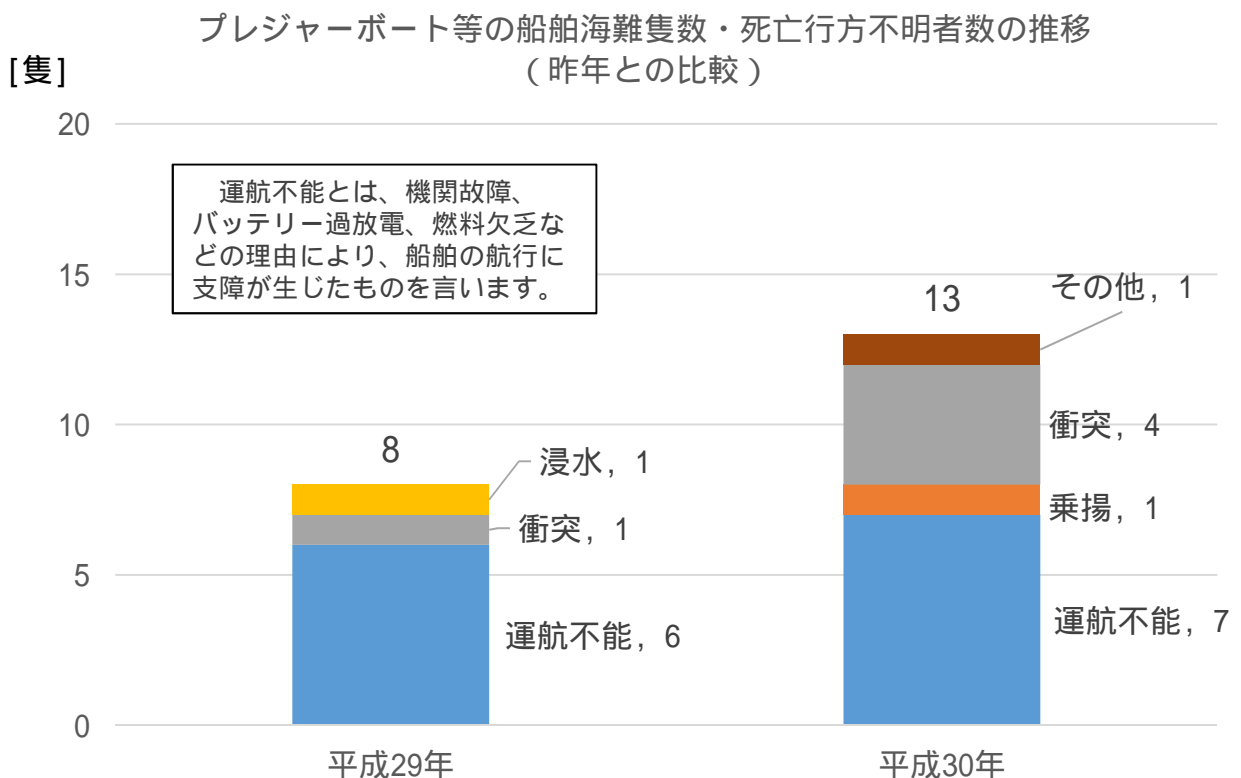
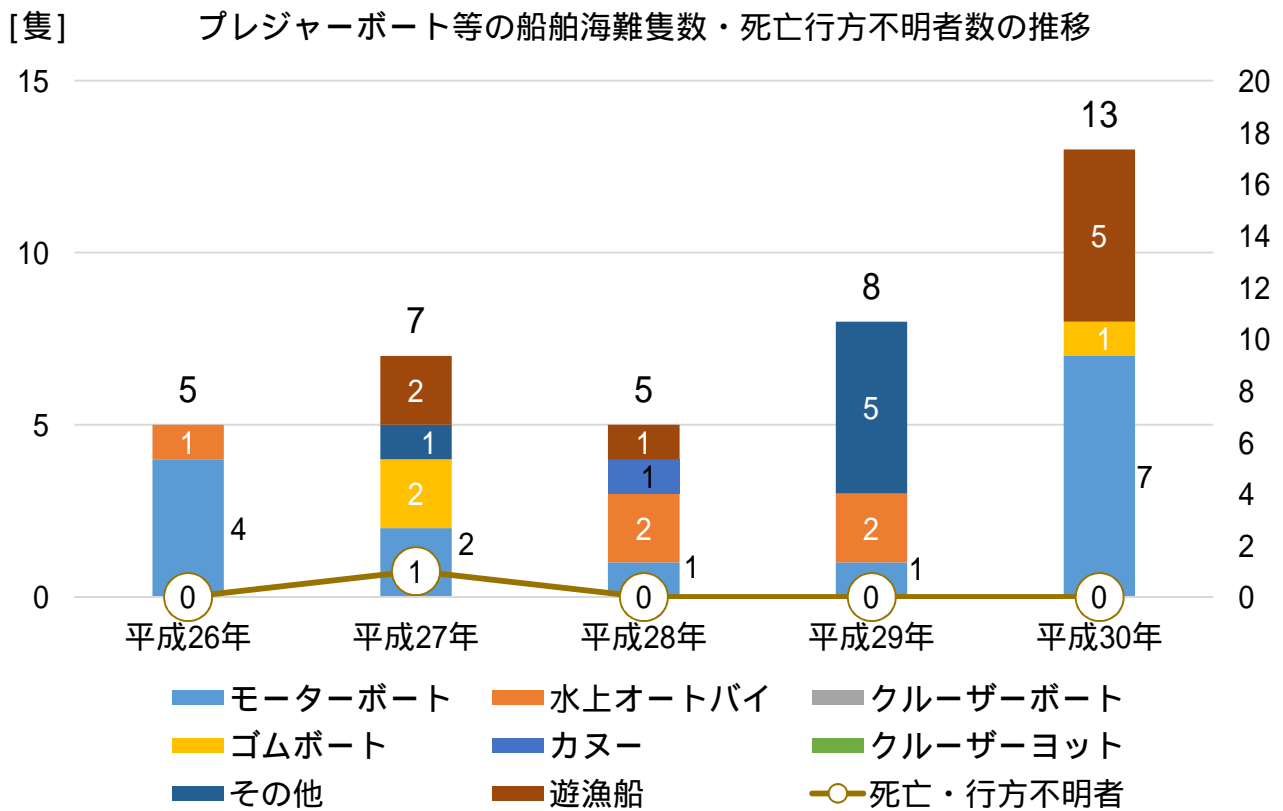
夏季（7～8月）期間中の遊泳中海難状況【京都府】

[人]

遊泳中の事故者の居住地



夏季（7～8月）期間中の船舶海難状況【京都府】



夏季（7～8月）期間中の船舶海難状況【京都府】

